○財務省告示第百二号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人平和祈念事業特別基金の項を削る。

○財務省告示第百三号

登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人平和祈念事業特別基金の項を削る。

○財務省告示第百四号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人平和祈念事業特別基金の項を削る。

○財務省告示第百五号

個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件（平成十五年一月財務省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約」に改める。

○文部科学省告示第六十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設

1　租税特別措置法施行令（以下「政令」という。）第四十条の四の三第七項の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭は、次に掲げる金銭とする。

一　入学金、授業料、入園料及び保育料並びに施設設備費

二　入学又は入園のための試験に係る検定料

三　在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童、幼児又は乳児（次項第五号において「学生等」という。）の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料

四　前各号に掲げるもののほか、学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭

2　政令第四十条の四の三第八項の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭は、次に掲げる金銭であって、教育のために支払われるもの（国外において支払われるものを含む。）として社会通念上相当と認められるものとする。

一　教育に関する役務の提供の対価

二　施設の使用料

三　スポーツ又は文化芸術に関する活動その他教養の向上のための活動に係る指導への対価として支払われる金銭

四　第一号に規定する役務の提供又は前号に規定する指導において使用する物品の購入に要する金銭であって、当該役務の提供又は当該指導を行う者に直接支払われるもの

五　学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭であって、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたもの

3　租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める外国の教育施設は、次に掲げるものとする。

一　外国において外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設

二　所定の課程を修了した者が当該課程の修了により学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号に該当する場合における当該課程を有する教育施設及び同令第百五十五条第一項第四号若しくは第二項第五号又は第百七十七条第五号の規定により文部科学大臣が指定した教育施設

三　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの

四　外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であって、その教育活動等について、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けたもの

五　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学

○文部科学省厚生労働省告示第一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

厚生労働大臣　田村　憲久

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であって、同法第五十九条第一項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあっては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、次の第一から第九までに掲げる事項を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けていること（当該施設が都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合を除く。）